

令和 7 年度 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

1 実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項の規定により、特定事業主行動計画に定める数値目標に関する実施状況を次のとおり公表します。

なお、議会事務局及び監査事務局は、企業長部局職員が兼務しているため、兼務元である企業長部局のみを公表の対象とします。

(1) 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

【目標】 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を令和 2 年度実績（配偶者出産休暇：100%、育児参加休暇：0%）より引き上げ、それぞれ 100%にする。また、男性職員が育児休業を取得できる職場環境づくりを推進する。

ア 男女の継続勤務年数の差異（令和 8 年 3 月 31 日現在）

職員全体	男性職員	女性職員	男女の差異
16年10か月	15年10か月	24年4か月	8年6か月

イ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況

区分	対象者	取得職員数	取得率
配偶者出産休暇取得率	0人	0人	0.0%
育児参加のための休暇取得率	2人	1人	50.0%

2 女性の職業選択に資する情報の公表

女性活躍推進法第 21 条の規定により、女性の職業選択に資する情報を次のとおり公表します。

なお、議会事務局及び監査事務局は、企業長部局職員が兼務しているため、兼務元である企業長部局のみを公表の対象とします。

(1) 職員の男女の給与の額の差異

ア 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	123.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.3%
全職員	115.5%

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	— %
課長相当職	— %
課長補佐相当職	— %
係長相当職	— %

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・ イ「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報は、情報公表の対象者が少なく特定の職員の給与が推測し得るおそれがあるため、非公表とする。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
管理的地位にある職員	40.0%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
部長相当職	33.3%
課長相当職	50.0%
課長補佐相当職	33.3%
係長相当職	0.0%

(4) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

ア 男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

区 分	令和7年度
男 性	0.0%
女 性	— %

② 会計年度任用職員

区 分	令和7年度
男 性	— %
女 性	— %

イ 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区 分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	0.0%	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	0.0%	— %	— %	— %
1月超3月以下	0.0%	— %	— %	— %
3月超6月以下	0.0%	— %	— %	— %
6月超9月以下	0.0%	— %	— %	— %
9月超12月以下	0.0%	— %	— %	— %
12月超24月以下	0.0%	— %	— %	— %
24月超	0.0%	— %		

【説明欄】

- ・ 対象者がいない場合は「—」と記載している。

(5) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区 分	令和7年度
内部部局等	2.6時間/月
内部部局等以外	— 時間/月

【説明欄】

- ・ 対象者がいない場合は「—」と記載している。